

昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四、第三十五条の二十第二項及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 携帯電話用設備及びPHS用設備</p> <p>イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号</p> <p>ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報（緯度、経度及び精度情報）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四、第三十五条の二十第二項及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 携帯電話用設備（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四第一項第一号イに規定する通信方式であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの、同令第四十九條の六の四第一項第一号イに規定する通信方式であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ若しくは三・六八四メガチップのもの、同令第四十九條の六の六第一項第一号イに規定する通信方式であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの又は同令第四十九條の六の六第一項第一号イに規定する通信方式であつて、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップのものを用いた携帯電話用設備に限る。）</p> <p>イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号</p> <p>ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報（緯度、経度及び精度情報）</p> <p>3・4 （略）</p>